

弘前市上下水道事業水道料金等徴収業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、弘前市上下水道事業水道料金等徴収業務委託（以下「徴収業務」という。）について、企画力、技術力、創造性、専門性、実績等の価格以外の要素を含めて総合的に判断し、優れた受注候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザルの参加資格

徴収業務のプロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 弘前市契約規則（平成 18 年弘前市規則第 52 号）第 2 条の規定に該当しないこと。
- (3) 日本国内に本社又は本店を有していること。
- (4) 弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 弘前市との契約に関して、公示日現在から候補者特定の日までの間に弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。
- (6) 租税に滞納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が、法人の役員又はこれらに準じる地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。
- (9) 個人情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (10) 公共料金徴収業務について、実務経験を有する業務責任者を配置できること。
- (11) 日本国内で給水人口 5 万人以上の水道事業体において、料金徴収、収納又は滞納整理関係業務の受注実績があり、徴収業務の目的を達成するために必要な数の業務従事者を配置できること。
- (12) プライバシーマーク又は I SMS（情報セキュリティマネジメントシステ

ム) の情報セキュリティ関連認証を取得していること。

3 プロポーザルの手続の開始

プロポーザルの手続の開始は、弘前市ホームページ等により公表する。

4 参加表明書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書に第2項第11号に規定する、履行実績を確認できる書類を添えて弘前市上下水道事業 弘前市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

5 参加資格の確認

市長は、プロポーザルに参加しようとする者から参加表明書の提出があった場合は、参加表明書によりプロポーザルへの参加資格の有無について確認するものとする。

6 業務提案書の提出要請

市長は、前項の規定によりプロポーザルの参加資格を有することが確認された場合は、参加表明書を提出した者に業務提案書の提出を要請することができる。

7 審査委員会

市長は、公平かつ適正に受注候補者を選定するため、弘前市上下水道事業包括業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、次に掲げる事項を審査させるものとする。

- (1) 徴収業務の受注候補者に係る評価基準に関する事項
- (2) 徴収業務の業務提案書に係る審査に関する事項
- (3) 徴収業務の受注候補者に係る選定に関する事項
- (4) その他選定に必要な事項

8 評価項目

審査委員会が業務提案書を審査するときの評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 会社概要及び財務状況（直近3ヶ年の会計年度における貸借対照表及び損益計算書）
- (2) 受注実績
- (3) 業務体制及び業務履行計画
- (4) 受付業務に対する考え方
- (5) 水道料金等徴収及び収納業務に対する考え方
- (6) 滞納整理業務に対する考え方

- (7) 電子計算処理業務に対する考え方
- (8) 個人情報保護に対する考え方
- (9) 社員への研修体制に対する考え方
- (10) 地域貢献（地元経済、地元雇用等）に対する考え方
- (11) 災害、緊急時危機管理に対する考え方
- (12) その他の業務提案
- (13) 提案見積金額及び積算内訳

9 受注候補者の選定

市長は、第6項の規定により提出された業務提案書について、審査委員会において審査し、受注候補者を選定する。

10 選定結果の通知

市長は、前項の選定結果について、プロポーザル参加表明者に対し結果通知書により通知するものとする。

11 委託契約

(1) 基本協定の締結

市長は、受注候補者と協議し、基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社（以下「SPC」という。）の設立

受注候補者は、徴収業務の契約締結前までに弘前市上下水道事業メーター関連業務及び漏水修繕等業務委託の受注候補者とSPCを設立しなければならない。

また、SPCは、円滑に受注業務を行うため、自らの責任において準備をし、その準備に必要な経費を負担するものとする。

(3) 契約手続き

市長は、設立されたSPCと基本協定の規定に基づき業務の委託契約を締結する。

12 失格要件

市長は、受注候補者が次に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 基本協定締結前に第2項に規定する参加資格を欠く事態が生じた場合

(3) 本件に関して、不正あるいは公正さを欠く行為等があったと市長が認めた場合

13 次順位者との交渉

市長は、受注候補者と委託契約を締結することができない事由が生じた場合は、選定結果の次順位以下となった参加事業者のうち評価総合点が上位であった者から順に委託契約の締結について交渉することができる。

14 プロポーザルに関するスケジュール（予定）

	内 容	実施日程
1	参加募集の公示	平成 27 年 7 月 8 日(水)
2	プロポーザル実施に関する説明会	平成 27 年 7 月 13 日(月) 午前 10 時から
3	質問書の提出期間	平成 27 年 7 月 13 日(月)から 平成 27 年 7 月 17 日(金)まで
4	質問書に対する回答	平成 27 年 7 月 24 日(金) 市ホームページに掲載
5	参加表明書等の提出期間	平成 27 年 7 月 28 日(火)から 平成 27 年 7 月 29 日(水)まで
6	参加資格の確認及び審査結果通知	平成 27 年 7 月 31 日(金)から 平成 27 年 8 月 3 日(月)まで
7	業務提案書、提案見積書の提出期間	平成 27 年 8 月 10 日(月)から 平成 27 年 8 月 14 日(金)まで
8	一次審査の結果通知 (参加事業者が 5 者以内の場合は省略)	平成 27 年 8 月 20 日(木)
9	業務提案書のプレゼンテーション及び ヒアリング 審査委員会の審査(受注候補者の選定)	平成 27 年 8 月 25 日(火) (ヒアリング参加要請書により 通知)
10	選定結果の通知	平成 27 年 8 月 27 日(木) (別途通知)
11	基本協定の内容に関する協議及び締結	平成 27 年 10 月 1 日(木)
12	S P C(特別目的会社)の設立、契約条件 等協議	平成 27 年 10 月上旬から 平成 27 年 12 月下旬まで
13	委託業務契約締結	平成 27 年 12 月下旬
14	受注者引継及び準備期間	平成 28 年 1 月上旬から 平成 28 年 3 月 31 日まで
15	業務開始	平成 28 年 4 月 1 日から

15 留意事項

- (1) 提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) プロポーザルに参加する者は、本実施要領の内容及び決定内容について、不明、錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。

- (3) 提出書類作成のために公開した資料は、市長の了解なく公表し、又は第三者に対してこれを使用させ、若しくは内容を提示することを禁ずる。
- (4) 提出された業務提案書は、返却しない。

16 その他

契約締結日から受注業務開始までの引継ぎ及び準備期間において必要な経費等は、徴収業務の受注者の負担とする。